

令和8年第4回

瑞浪市議会定例会議案

令和8年9月2日

目 次

承第 4 号	専決処分の承認について（令和 8 年度専第 2 号 令和 8 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 4 号））	1
議第 6 9 号	瑞浪市手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	4
議第 7 0 号	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に係る瑞浪市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5
議第 7 1 号	瑞浪市地方活力向上地域における瑞浪市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7
議第 7 2 号	瑞浪市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について	8
議第 7 3 号	瑞浪市分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について	9
議第 7 4 号	瑞浪市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	10
議第 7 5 号	瑞浪市景観条例の一部を改正する条例の制定について	11
議第 7 6 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	12
議第 7 7 号	瑞浪市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	13
議第 7 8 号	多治見市と瑞浪市との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止に関する協議について	14
議第 7 9 号	中津川市と瑞浪市との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止に関する協議について	15
議第 8 0 号	瑞浪市と恵那市との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止に関する協議について	16
議第 8 1 号	瑞浪市と土岐市との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止に関する協議について	17
議第 8 2 号	東濃西部広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約の変更に関する協議について	18
議第 8 3 号	市道路線の認定について	19

議第 8 4 号	令和 8 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 5 号）	2 0
議第 8 5 号	令和 8 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 6 号）	2 2
議第 8 6 号	令和 8 年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 （第 1 号）	2 7
議第 8 7 号	令和 8 年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	2 9
議第 8 8 号	令和 8 年度瑞浪市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	3 1
議第 8 9 号	令和 8 年度瑞浪市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	3 3
認第 1 号	令和 7 年度瑞浪市一般会計決算の認定について	3 4
認第 2 号	令和 7 年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定につい て	3 5
認第 3 号	令和 7 年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計決算の認定について	3 6
認第 4 号	令和 7 年度瑞浪市介護保険事業特別会計決算の認定について	3 7
認第 5 号	令和 7 年度瑞浪市駐車場事業特別会計決算の認定について	3 8
認第 6 号	令和 7 年度瑞浪市水道事業会計決算の認定について	3 9
認第 7 号	令和 7 年度瑞浪市下水道事業会計決算の認定について	4 0

承第4号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年9月2日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

専第2号

令和8年度瑞浪市一般会計補正予算（第4号）

令和8年度瑞浪市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,574,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

令和8年8月12日 専決

瑞浪市長 水 野 光 二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		1,807,150	4,000	1,811,150
	1 基金繰入金	1,771,220	4,000	1,775,220
22 市債		1,050,200	1,000	1,051,200
	1 市債	1,050,200	1,000	1,051,200
歳入合計		19,569,000	5,000	19,574,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 災害復旧費		8,000	5,000	13,000
	1 土木施設 災害復旧費	8,000	5,000	13,000
歳出合計		19,569,000	5,000	19,574,000

第2表 地方債補正

(追加)

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
現年土木施設補助 災害復旧事業	1,000	普通 貸借 又は 証券 発行	年 7.0 % 以 内 (ただし、利率見 直し方式で借り入れる政府資金及び 地方公共団体金融機構資金につい て、利率見直しを行った後において は、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条 件により、銀行その他の場合には借 入先と協定し、その条件に従うもの とする。ただし、市財政の都合により 据置期間及び償還期限を短縮し、 もしくは繰上償還又は低利に借換 することができる。

議第 6 9 号

瑞浪市手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定
について

瑞浪市手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のよう
に制定するものとする。

令和 8 年 9 月 2 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
瑞浪市手数料条例の一部を改正する条例（令和 8 年条例第 1 8 号）の一部
を次のように改正する。

附則第 1 項中「令和 8 年 9 月 7 日」を「規則で定める日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 7 0 号

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に係る瑞浪市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に係る瑞浪市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 9 月 2 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に係る瑞浪市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例
地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に係る瑞浪市固定資産税の特例に関する条例（平成 2 5 年条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「第 7 項」を「第 8 項」に、「供する家屋」を「供する機械及び装置、家屋」に改める。

第 6 条を次のように改める。

（適用除外）

第 6 条 この条例の規定は、瑞浪市地方活力向上地域における瑞浪市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例（平成 2 8 年条例第 7 号）の規定による固定資産税の課税免除又は不均一課税の適用を受けるものについては、適用しない。

附 則

この条例は、経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第

29号) 附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

議第 7 1 号

瑞浪市地方活力向上地域における瑞浪市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市地方活力向上地域における瑞浪市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 9 月 2 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市地方活力向上地域における瑞浪市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

瑞浪市地方活力向上地域における瑞浪市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例（平成 2 8 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「償却資産」の次に「（所得税法施行令（昭和 4 0 年政令第 9 6 号）第 6 条第 1 号から第 3 号まで又は法人税法施行令（昭和 4 0 年政令第 9 7 号）第 1 3 条第 1 号から第 3 号までに掲げるものに限る。）」を加える。

第 6 条を次のように改める。

（適用除外）

第 6 条 この条例の規定は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に係る瑞浪市固定資産税の特例に関する条例（平成 2 5 年条例第 2 9 号）の規定による固定資産税の課税免除の適用を受けるものについては、適用しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 7 2 号

瑞浪市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

瑞浪市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する
条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 9 月 2 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正
する条例

瑞浪市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例（平成 4 年条例第
2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「第 2 1 条第 2 項」を「第 1 8 条の 3 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

議第 7 3 号

瑞浪市分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市分担金徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 9 月 2 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市分担金徴収条例の一部を改正する条例

瑞浪市分担金徴収条例（昭和 6 0 年条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 3 6 条の 2 第 1 項」を「第 3 6 条の 3 第 1 項」に改める。

別表土地改良事業の部団体営土地改良事業の款の次に次のように加える。

農村総合整備事業	団体営土地改良事業		補助残額の 1 0 0 分の 4 0
----------	-----------	--	--------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 7 4 号

瑞浪市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 9 月 2 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市営住宅管理条例の一部を改正する条例

瑞浪市営住宅管理条例（平成 9 年条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

別表公文垣内の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 7 5 号

瑞浪市景観条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市景観条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 9 月 2 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市景観条例の一部を改正する条例

瑞浪市景観条例（平成 2 7 年条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「第 1 6 条第 7 項第 1 1 号」を「第 1 6 条第 8 項第 1 2 号」に改める。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 3 号）附則第 1 条本文に規定する政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

議第 7 6 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

令和 8 年 9 月 2 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

氏 名	住 所	生 年 月 日
磯 貝 直 美	※ ※ ※ ※ ※	※ ※ ※ ※

議第 7 7 号

瑞浪市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

瑞浪市教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 9 月 2 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

氏 名	住 所	生 年 月 日
可 児 恵 太	※ ※ ※ ※ ※	※ ※ ※ ※

議第 7 8 号

多治見市と瑞浪市との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止に関する協議について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 4 第 3 項において準用する同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項の規定に基づき、令和 9 年 3 月 3 1 日をもって多治見市と瑞浪市との間の証明書の交付等に係る事務委託を廃止するための協議をすることについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 2 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

議第 7 9 号

中津川市と瑞浪市との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止に関する協議について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 4 第 3 項において準用する同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項の規定に基づき、令和 9 年 3 月 3 1 日をもって中津川市と瑞浪市との間の証明書の交付等に係る事務委託を廃止するための協議をすることについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 2 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

議第 8 0 号

瑞浪市と恵那市との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止に関する協議について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 4 第 3 項において準用する同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項の規定に基づき、令和 9 年 3 月 3 1 日をもって瑞浪市と恵那市との間の証明書の交付等に係る事務委託を廃止するための協議をすることについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 2 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

議第 8 1 号

瑞浪市と土岐市との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止に関する協議について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 4 第 3 項において準用する同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項の規定に基づき、令和 9 年 3 月 3 1 日をもって瑞浪市と土岐市との間の証明書の交付等に係る事務委託を廃止するための協議をすることについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 2 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

議第 8 2 号

東濃西部広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う
規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、
東濃西部広域行政事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を次のとおり
変更するための協議をすることについて、同法第 2 9 0 条の規定により議会
の議決を求める。

令和 8 年 9 月 2 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

東濃西部広域行政事務組合規約の一部を改正する規約
東濃西部広域行政事務組合規約（昭和 4 7 年岐阜県指令地第 7 7 6 号）の
一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項に次の 1 号を加える。

（9） 広域のごみ焼却施設の設置及び管理運営に関する事務

附 則

この規約は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

議第 8 3 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するものとする。

令和 8 年 9 月 2 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

市道認定 整理番号	路線名	起 点 終 点	重要な 経過地
1 7 0 5	駅前広場線	寺河戸町字蟹淵 1 1 9 3 番 5 地先 寺河戸町字蟹淵 1 1 9 5 番 3 地先	

議第 8 4 号

令和 8 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 8 年度瑞浪市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 5, 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 9, 5 9 9, 0 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 2 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		2, 8 6 5, 5 4 0	1 6, 7 2 7	2, 8 8 2, 2 6 7
	2 国庫補助金	1, 2 4 2, 7 5 7	1 6, 7 2 7	1, 2 5 9, 4 8 4
19 繰入金		1, 8 1 1, 1 5 0	8, 2 7 3	1, 8 1 9, 4 2 3
	1 基金繰入金	1, 7 7 5, 2 2 0	8, 2 7 3	1, 7 8 3, 4 9 3
歳入合計		1 9, 5 7 4, 0 0 0	2 5, 0 0 0	1 9, 5 9 9, 0 0 0

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商工費		4 7 1, 3 0 0	2 5, 0 0 0	4 9 6, 3 0 0
	1 商工費	4 7 1, 3 0 0	2 5, 0 0 0	4 9 6, 3 0 0
歳出合計		1 9, 5 7 4, 0 0 0	2 5, 0 0 0	1 9, 5 9 9, 0 0 0

議第 8 5 号

令和 8 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 8 年度瑞浪市の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 4 4, 3 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 0, 0 4 3, 3 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

令和 8 年 9 月 2 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金		45,000	△120	44,880
	1 分担金	2,596	△120	2,476
15 国庫支出金		2,882,267	15,096	2,897,363
	2 国庫補助金	1,259,484	15,096	1,274,580
16 県支出金		1,257,800	8,600	1,266,400
	2 県補助金	492,025	8,600	500,625
18 寄附金		421,610	500	422,110
	1 寄附金	421,610	500	422,110
19 繰入金		1,819,423	△5,120	1,814,303
	1 基金繰入金	1,783,493	△5,000	1,778,493
	2 財産区繰入金	35,930	△120	35,810
20 繰越金		100,000	430,744	530,744
	1 繰越金	100,000	430,744	530,744
21 諸収入		386,200	△5,400	380,800
	4 雑入	279,396	△5,400	273,996
歳入合計		19,599,000	444,300	20,043,300

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総 務 費		2, 1 0 6, 4 0 0	3 5 7, 7 0 0	2, 4 6 4, 1 0 0
	1 総務管理費	1, 7 1 0, 1 6 1	3 5 7, 7 0 0	2, 0 6 7, 8 6 1
3 民 生 費		6, 4 2 7, 1 0 0	4 1, 9 0 0	6, 4 6 9, 0 0 0
	1 社会福祉費	3, 2 6 6, 3 6 9	1 8, 5 0 0	3, 2 8 4, 8 6 9
	2 児童福祉費	2, 9 3 6, 5 3 1	2 3, 4 0 0	2, 9 5 9, 9 3 1
4 衛 生 費		2, 2 9 7, 5 0 0	4, 3 0 0	2, 3 0 1, 8 0 0
	2 清 掃 費	1, 0 9 1, 7 5 7	4, 3 0 0	1, 0 9 6, 0 5 7
6 農林水産業費		2 7 7, 7 0 0	1 7, 0 0 0	2 9 4, 7 0 0
	1 農 業 費	2 0 4, 8 6 3	2 0, 0 0 0	2 2 4, 8 6 3
	2 林 業 費	7 2, 8 3 7	△ 3, 0 0 0	6 9, 8 3 7
7 商 工 費		4 9 6, 3 0 0	△ 9, 9 0 0	4 8 6, 4 0 0
	1 商 工 費	4 9 6, 3 0 0	△ 9, 9 0 0	4 8 6, 4 0 0
8 土 木 費		3, 2 5 0, 8 0 0	1, 0 0 0	3, 2 5 1, 8 0 0
	4 都市計画費	2, 4 6 6, 6 3 0	5 0 0	2, 4 6 7, 1 3 0
	5 住 宅 費	1 0 2, 5 0 0	5 0 0	1 0 3, 0 0 0
9 消 防 費		7 6 1, 0 0 0	△ 5, 4 0 0	7 5 5, 6 0 0
	1 消 防 費	7 6 1, 0 0 0	△ 5, 4 0 0	7 5 5, 6 0 0
10 教 育 費		1, 7 1 8, 8 0 0	3 4, 7 0 0	1, 7 5 3, 5 0 0
	1 教育総務費	2 9 5, 5 0 8	3, 8 0 0	2 9 9, 3 0 8
	2 小 学 校 費	2 1 9, 7 3 8	1, 5 0 0	2 2 1, 2 3 8
	3 中 学 校 費	1 7 2, 2 4 3	1, 2 0 0	1 7 3, 4 4 3
	5 社会教育費	4 5 9, 8 1 1	6, 8 0 0	4 6 6, 6 1 1
	6 保健体育費	5 7 1, 0 0 0	2 1, 4 0 0	5 9 2, 4 0 0
13 諸 支 出 金		5 7 5, 0 0 0	3, 0 0 0	5 7 8, 0 0 0
	1 公営企業費	5 7 5, 0 0 0	3, 0 0 0	5 7 8, 0 0 0
歳 出 合 計		1 9, 5 9 9, 0 0 0	4 4 4, 3 0 0	2 0, 0 4 3, 3 0 0

第2表 繰越明許費

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
10 教育費	6 保健体育費	学校給食配送車両整備事業	26,000

第3表 債務負担行為補正

(追加)

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
例 規 集 等 シ ス テ ム 使 用 料	令和8年度から 令和13年度まで	19,700
塵 芥 収 集 車 購 入 費	令和8年度から 令和10年度まで	11,000
農 産 物 等 直 売 所 指 定 管 理 料	令和8年度から 令和13年度まで	68,800
産 業 振 興 セ ン タ ー 指 定 管 理 料	令和8年度から 令和13年度まで	96,000
大 湫 町 旧 森 川 訓 行 家 住 宅 指 定 管 理 料	令和9年度から 令和12年度まで	38,700
自 然 ふ れ あ い 館 指 定 管 理 料	令 和 9 年 度	14,400
小 型 動 力 ポ ン プ 積 載 車 購 入 費	令和8年度から 令和9年度まで	14,300
小 学 校 L E D 化 改 修 設 計 委 託 料	令 和 9 年 度	3,400
中 学 校 L E D 化 改 修 設 計 委 託 料	令 和 9 年 度	2,700
釜 戸 公 民 館 指 定 管 理 料	令和8年度から 令和13年度まで	55,000
学 校 給 食 調 理 等 委 託 料	令和8年度から 令和11年度まで	258,700

(変更)

(単位:千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
瑞浪市土地開発公社の資金借入に係る債務保証(工業団地)	令和8年度から 令和12年度まで	124,000	令和8年度から 令和14年度まで	185,000

議第 8 6 号

令和 8 年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度瑞浪市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 5 , 7 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 9 7 , 7 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 2 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		191,637	100	191,737
	1 一般会計 繰入金	191,637	100	191,737
4 繰越金		100	15,600	15,700
	1 繰越金	100	15,600	15,700
歳入合計		782,000	15,700	797,700

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療 広域連合納付金		764,289	15,700	779,989
	1 後期高齢者医療 広域連合納付金	764,289	15,700	779,989
4 予備費		500	0	500
	1 予備費	500	0	500
歳出合計		782,000	15,700	797,700

議第 8 7 号

令和 8 年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度瑞浪市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 9 , 6 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 , 2 9 2 , 6 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 2 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰越金		4,000	19,600	23,600
	1 繰越金	4,000	19,600	23,600
歳入合計		3,273,000	19,600	3,292,600

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 諸支出金		4,000	19,600	23,600
	1 償還金及び還付加算金	4,000	19,600	23,600
歳出合計		3,273,000	19,600	3,292,600

議第 8 8 号

令和 8 年度瑞浪市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 8 年度瑞浪市の介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 6 , 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 , 8 1 7 , 0 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 2 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰入金		656,395	16,000	672,395
	1 一般会計金繰入金	605,591	16,000	621,591
歳入合計		3,801,000	16,000	3,817,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		111,350	16,000	127,350
	1 総務管理費	54,450	16,000	70,450
歳出合計		3,801,000	16,000	3,817,000

議第 8 9 号

令和 8 年度瑞浪市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 8 年度瑞浪市下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第 2 条 令和 8 年度瑞浪市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条中収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第 1 款 下水道事業収益	1, 183, 000 千円	3, 000 千円	1, 186, 000 千円
第 2 項 営業外収益	641, 298 千円	3, 000 千円	644, 298 千円
	支	出	
第 1 款 下水道事業費用	1, 173, 000 千円	3, 000 千円	1, 176, 000 千円
第 1 項 営業費用	1, 099, 700 千円	3, 000 千円	1, 102, 700 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第 3 条 予算第 9 条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
（ 1 ） 職員給与費	122, 867 千円	3, 000 千円	125, 867 千円

（他会計からの補助金の補正）

第 4 条 予算第 1 0 条中「1 4, 5 8 0 千円」を「1 4, 9 8 0 千円」に改める。

令和 8 年 9 月 2 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

認第1号

令和7年度瑞浪市一般会計決算の認定について

次の決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて別紙のとおり認定に付する。

令和8年9月2日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

1 令和7年度瑞浪市一般会計決算

認第2号

令和7年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について

次の決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて別紙のとおり認定に付する。

令和8年9月2日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

- 1 令和7年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計決算

認第3号

令和7年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計決算の認定について

次の決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて別紙のとおり認定に付する。

令和8年9月2日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

- 1 令和7年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計決算

認第4号

令和7年度瑞浪市介護保険事業特別会計決算の認定について

次の決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて別紙のとおり認定に付する。

令和8年9月2日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

1 令和7年度瑞浪市介護保険事業特別会計決算

認第5号

令和7年度瑞浪市駐車場事業特別会計決算の認定について

次の決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて別紙のとおり認定に付する。

令和8年9月2日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

1 令和7年度瑞浪市駐車場事業特別会計決算

認第 6 号

令和 7 年度瑞浪市水道事業会計決算の認定について

次の決算について、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、監査委員の意見を付けて別紙のとおり認定に付する。

令和 8 年 9 月 2 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

1 令和 7 年度瑞浪市水道事業会計決算

認第7号

令和7年度瑞浪市下水道事業会計決算の認定について

次の決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて別紙のとおり認定に付する。

令和8年9月2日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

1 令和7年度瑞浪市下水道事業会計決算

